

応急手当推進事業所とは？

会津若松消防本部の規定により、事業所を応急手当推進事業所（あいづ応急手当ステーション・あいづAEDステーション）として認定し、より一層の応急手当の普及啓発活動を推進するとともに、地域住民や事業所に勤務する従業員の救命に寄与するものです。

認定を受けると、消防本部から認定証とステッカーが交付されます。

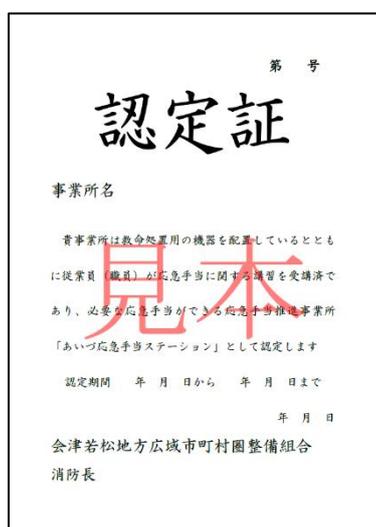
認定を受けてからの有効期限は5年間です。

あいづ応急手当ステーションとは、AEDを備え、救急講習等を修了した者が勤務しており、付近で救命処置を必要とする傷病者が発生した場合に、必要な応急手当ができる事業所です。

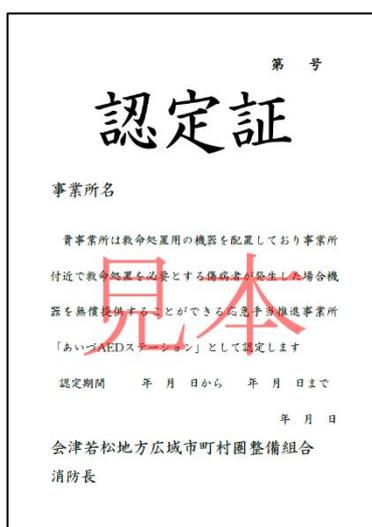
あいづAEDステーションとは、AEDを備え、付近で救命処置を必要とする傷病者が発生した場合に、AEDを無償提供することができる事業所です。

※事業所の名称を公表することに同意していただく必要があります。

詳しくは、最寄りの消防署へお問い合わせください。



認定証



AEDステーション



応急手当ステーション

【お問い合わせ先】

会津若松消防署 0242-25-1200 猪苗代消防署 0242-62-4433
会津坂下消防署 0242-84-2119 会津美里消防署 0242-54-3934
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 警防課 0242-59-1402